平成２４年（フ）第１９３号
沖縄県沖縄市泡瀬３丁目16番24号　コーポＫⅡ102
債務者　小橋川嘉邦
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１９９号
沖縄県沖縄市南桃原４丁目41番34号
債務者　坂本　　竜
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２０３号
沖縄県宜野湾市大謝名５丁目１番21―205号レオパレス21なでしこ、住民票上の住所沖縄県国頭郡今帰仁村字平敷1061番地２
債務者　上間　朝弘
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第４２号
熊本県天草市本渡町広瀬173番地１　津田貸家
債務者　山口　勝久
1　決定年月日時　平成24年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月13日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第４３号
熊本県天草市本渡町広瀬173番地１
債務者　森　　悦子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月13日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第１５３号
長崎県東彼杵郡波佐見町小樽郷450番地４
債務者　金正　和彦
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１４９号
長崎県佐世保市新田町352番地　県営住宅２―４棟506号、旧住所長崎県佐世保市大潟町967番地１
債務者　阿島　洋子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
長崎県佐世保市相浦町168番地　パールハイム207号
債務者　門川いづみ
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
長崎県東彼杵郡川棚町小音琴郷465番地34
債務者　朝長　幸子（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第２２７号
愛知県豊川市牛久保町大手２番地の９
債務者　米津　　保
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月４日午前10時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第３２号
群馬県前橋市荒牧町726番地１
破産者　ヤナギサワ電材株式会社
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３８２号
千葉県市川市鬼高３丁目11番12号
破産者　有限会社エスラインワールド
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２６２１号
住居所不明、開始決定時の住所名古屋市緑区浦里５丁目96番地　アドバンス鳴海19号
破産者　宇都木正人
1　決定年月日　平成24年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５８号
岡山市北区一宮1222番地
破産者　株式会社トップ・オブ・リビング
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２９号
熊本県玉名郡南関町肥猪4002番地１
破産者　株式会社三ツ矢エンジニアリング
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３７４号
大分県津久見市大字長目２の1305番地
破産者　有限会社豊後水産
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１３６号
宮崎県都城市高城町桜木228番地８
破産者　野崎ファーム株式会社
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所都城支部